

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 六一
(同) 六一

公 示

落札者等に関する公示
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
土地改良区役員の退任

(健康福祉政策課) 六一
(商業流通課) 六一
(揖斐農林事務所) 六五

告 示

岐阜県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 ル (メートル)	備 考
県道	岐南線	羽島郡岐南町徳田三丁目 二二番地先から 同郡同町平成四丁目 二番地先まで	前	九〇 三・五	八四・〇	
			後	一六五 四・七	八四七・五	

岐阜県告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の日)
一般国道	二百四十八号	美濃加茂市御門町二丁目三七番四地先から	同 市野笹町二丁目四三三番二地先まで	二五・〇	平成二六・二・三	平成二五・二・九

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 購入物品の名称及び予定数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気 2,570,000kWh
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成25年12月6日
- 落札者を決定した日 平成26年1月21日
- 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中東区東新町1番地

中部電力株式会社
代表取締役社長 水野 明久

6 落札金額 50,181,492円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 部門の名称 岐阜県保健環境研究所

(2) 所在地 岐阜県岐阜市那加不動一丁目1番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 届出年月日 平成二十六年一月三十一日
- 届出者の氏名又は名称 ゲンキー株式会社
- 建物の名称及び所在地 ゲンキー 関稲口店
- 関市稲口字丸山二八八番一 外
- 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の住所 (変更前) 福井県坂井市丸岡町東陽二丁目九七番地 (変更後) 福井県坂井市丸岡町下久米田三三三番

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

- (変更前) ゲンキー株式会社 福井県坂井市丸岡町東陽二丁目九七番地
- (変更後) ゲンキー株式会社 福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー美濃加茂店

美濃加茂市山手町二丁目二〇番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 福井県坂井市丸岡町東陽二丁目九七番地

(変更後) 福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) ゲンキー株式会社 福井県坂井市丸岡町東陽二丁目九七番地

(変更後) ゲンキー株式会社 福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー富加店

加茂郡富加町羽生字七条二一〇六一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ゲンキー富加店

(変更後) ゲンキー富加店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー関稲口店

関市稲口字丸山二八八番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～午後九時

(変更後) 午前九時～午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分～午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー美濃加茂店

美濃加茂市山手町二丁目二〇番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～午後九時

(変更後) 午前九時～午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分～午後九時三〇分

(変更後) 二十四時間

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー富加店

加茂郡富加町羽生字七条二〇六一外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時(年間十四日間は午前九時)～午後九時

(変更後) 午前九時～午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分(年間十四日間は午前八時三〇分)～午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後十時三〇分

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
西郡井水	平成二六・一・四	理事	細野 治重	揖斐郡揖斐川町上三野 三一五番地

平成二十六年二月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社